

遊佐町告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第548回遊佐町議会臨時会を令和3年7月1日遊佐町役場に招集する。

令和3年6月23日

遊佐町長 時田 博機

## 第548回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和3年7月1日（木曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 発議第7号 議会の申し合わせ遵守について
- 日程第 4 発議第8号 副議長の不信任決議
- 日程第 5 指第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 指第 2号 議会運営委員会委員の選任について  
※補正予算の審議及び採決
- 日程第 7 議第63号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）  
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 8 議第64号 遊佐小学校校舎増築工事請負契約の締結について  
※人事案件の審議及び採決
- 日程第 9 議第65号 遊佐町監査委員の選任について  
※発議案件の審議及び採決
- 日程第10 発議第9号 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	池	田	与	四	也	君						
総	務	課	長	中	川	三	彦	君	企	画	課	長	佐	藤	光	弥	君				
産	業	課	長	兼	渡	会	和	裕	君	地	域	生	活	課	長	畠	中	良	一	君	
農	委	事	務	局	長	池	田	久	君	町	民	課	長	後	藤	夕	貴	君			
健	康	福	祉	課	長	館	内	ひろ	み	君	教	育	長	那	須	栄	一	君			
会	計	管	理	者	会	菅	原	三	恵	子	君										
教	育	課	長																		

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第548回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
(午前10時)

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、本間知広議員、2番、那須正幸議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第548回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日6月30日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定したので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日7月1日1日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に発議案件2件の審議及び採決を行い、その後休憩し、全員協議会を開催します。終了後本会議を再開し、総務厚生常任委員会、文教産建常任委員会の委員の指名を多し、再び休憩に入り、各常任委員会を開催します。常任委員会では、正副委員長の互選及び各種委員会委員を選出します。終了後本会議を再開し、各常任委員会の正副委員長の報告及び議会広報常任委員会と議会運営委員会の委員の指名を行います。その後、休憩に入り、正副委員長の選出のため、議会広報常任委員会と議会運営委員会を開催します。午後1時20分頃から本会議を再開し、議会広報常任委員会と議会運営委員会の正副委員長の報告を行います。次に、補正予算1件及び事件案件1件を一括上程し、補正予算1件の審議及び採決、事件案件1件の審議及び採決を行います。その後、人事案件1件を上程し、人事案件1件の審議及び採決を行い、終了次第第548回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では補正予算のための常任委員会は開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。本会議ですので、質疑は3回までといたします。また、各常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長が新たに選任された後、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等についての発議が予定されておりますので、その際議事日程に発議案件として追加することといたします。議員各位の協力をお願いいたします。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、発議案件の審議に入ります。

日程第3、発議第7号 議会の申し合わせ遵守についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者、菅原和幸議員より提案理由の説明を求めます。

7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7番（菅原和幸君） 発議第7号 議会の申し合わせ遵守について提案理由を述べます。

最初に、この発議をするに至った経過を説明いたします。地方自治法第103条第2項に、議長及び副議長の任期は議員の任期によると定められています。しかし、本遊佐町議会は、議長は任期を4年、副議長は任期を2年とする申合せでこれまで引き継がれており、その経過は本議会が作成する議会要覧に記載されております。副議長を引き継ぐに当たっては、地方自治法第108条の辞職の意思表示が必要であります。本議会では、副議長は就任から2年が経過するとき、辞職の意思を示すことを申合せしておりますが、6月23日開催の全員協議会において、現副議長は辞職する意思を示されず、法律に基づく対応すると発言されました。このことが発議としての提案した背景となります。

遊佐町は、昭和29年8月に1町5村が新設合併しました。第1回遊佐町議会は、昭和29年8月1日に開会され、本年で67年になります。本議会ではこれまで関係する条例、規則のほか、議会の申合せを遵守することで議会が運営されてきたと理解しております。私が議員に就く前以前のことでありますが、議員の合意により遊佐町議会基本条例が平成25年6月21日に制定されました。条例制定に至るまでは、議会内に議会活動に関する調査特別委員会を設置、平成23年10月17日の第1回委員会をはじめとして、委員会及び小委員会を約3年半の間に合わせて91回ほど開催、平成27年3月3日の第503回本会議で同調査特別委員会委員長の斎藤弥志夫議員が議会基本条例の制定のほか7件について報告されております。その遊佐町議会基本条例第17条に、見直し手続についても規定されております。本議会は67年の歴史がありますが、関係法令の改正や議会改革など議会の在り方等について改正すべきことが生じることもあると考えます。その際は、議会として慎重に審議し、議会の総意として改正すべきことは改正してしかるべきであります。その前提にあるのは、議会の申合せを遵守することです。ついては、全議員が議会の申合せを遵守することを求め、発議として提案したものであります。

以上です。

議長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、以上で討論を終了いたします。

これより発議第7号 議会の申し合せ遵守についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない者は否と見なします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第8号 副議長の不信任決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、斎藤弥志夫議員の退場を求めます。

(斎藤弥志夫議員 退席)

議長(土門治明君) 事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長(高橋善之君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者、赤坂英一議員より提案理由の説明を求めます。

8番、赤坂英一議員、登壇願います。

8番(赤坂英一君) それでは、副議長不信任決議案の提案理由を申し上げます。

昭和の合併において、当時の1町5か村が合併、遊佐町としてのスタートに併せて遊佐町議会もスタートしました。当時は、議員数も現在とは比べものにならない多さでありましたが、当時の先輩議員は、その都度改選を重ねるごとに議会改革を進め、血のにじむような努力により町民の信頼を得てきたところです。現在の遊佐町議会においても、平成の合併で遊佐町は合併協議から離脱、そのときに議員定数の削減、日当等の手当の廃止などを自ら行い、またその後には議員報酬の見直しに併せた定数削減、議会基本条例を制定し、議会として、また議員としての行動原則を策定し、信頼される議会を目指し努力してきました。そういった不断的な努力を積み重ね、つくり上げた先例確認事項や慣例は、遊佐町議会の活動が信頼され、我々議員が活動できるバックボーンであります。その一つとして副議長は、遊佐町誕生以来長年の間2年ごとに交代してきました。当然我々は、従前の慣例及び先例確認事項に従い後継に引き継ぐものと思っていました。しかし、今回は特段の協議もなく、先日行われた全員協議会の場で副議長の任期は議員の任期と同じであることが望ましいとし、これまでの慣例、先例確認事項を一方向的に否定し、継続の意思を表されました。議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員になるものであり、選良という言葉で呼ばれるように、人格、見識ともに優れた代表者であるのとおり、住民に範を示す立場にあります。その中でも、副議長という立場は極めて重要であります。その立場にある者が円滑な議会運営を行うために先人が積み上げてきた努力のあかしである先例確認事項や慣例を正式な手続を踏まず、話合いすら行わないまま一方向的にほごするさまはとても信頼できるものではありません。そういったことから、この不信任決議案を提案するものです。

さきに述べたとおり、ルールはその時々情勢によって見直されることは当然であります。見直し、改正するのであれば、現行のルールにのっとり、話合いの中で正式に変えていかなければなりません。活動の指針ともいうべき先例確認事項や慣例も、その時々情勢によって見直されることは当然のごとくあります。正式な手続を踏むことによって、我々の活動は信頼を得ることができます。このことから、従前の

慣例及び先例確認事項に従い後継に引き継ぐものと思われていた約束事を一方的にほごする斎藤弥志夫副議長に対する不信任決議案を提案するものです。この提案に対して各議員のご理解とご支持をお願いし、提案理由とさせていただきます。

議長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5番、齋藤武議員、反対討論ですか、賛成討論ですか。

5番（齋藤 武君） 賛成討論です。

議長（土門治明君） ほかに討論を行う議員はいますか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） それでは、5番、齋藤武議員、登壇願います。

5番（齋藤 武君） ただいまの発議案件に対し、賛成の立場から討論を行います。論点が限られていることから、先ほどの提案者と似たような発言になると思いますが、どうぞご容赦ください。

副議長の任期は、地方自治法で議員の任期によると法定されていることから、原則としてつまり4年であり、このこと自体に何ら異議があるものではありません。しかし、このことと議会の申合せとは別個の話であり、きちんと峻別して考える必要があります。私を含め少なくない議員は、副議長の任期を法定の4年とすることに反対なのではなく、副議長がこれまで議会で積み重ねられてきた申合せを一方的破棄した上で4年の任期を主張することに違和感を覚えるのだと思います。もし何らかの理由で副議長の任期をこれまでの申合せの2年から変更すべきと考えるならば、あらかじめ議員全員に対しその旨を提案し、協議を要請すればよい話です。本来であれば、このようなプロセスを経れば、今ここで副議長の不信任決議案を議論することせずに済んだはずですが。その意味では、時既に遅しではありますが、それでもさらにこれ以上遊佐町議会、そして副議長ご自身の傷口を広げないためにも、副議長が自ら大局的見地から身の処し方を決することを切に望み、賛成討論といたします。

議長（土門治明君） 以上で討論を終了いたします。

これより発議第8号 副議長の不信任決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

なお、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。副議長の不信任決議に対して賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、斎藤弥志夫議員の除斥を解きます。

（斎藤弥志夫議員 入場）

議長（土門治明君） 斎藤弥志夫議員に申し上げます。副議長の不信任決議は賛成全員で可決されたことをお伝えいたします。

お諮りいたします。日程第5から議会関係の人事案件等につきましては、本会議を休憩し、全員協議会で開催いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午前10時28分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

議長（土門治明君） 日程第5、指第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。総務厚生常任委員会委員及び文教産建常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり総務厚生常任委員会委員及び文教産建常任委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の正副委員長互選のため休憩し、各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午前11時52分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時30分）

議長（土門治明君） 総務厚生常任委員会及び文教産建常任委員会の委員長、副委員長が互選されたので、その結果をご報告いたします。

総務厚生常任委員長に那須正幸議員、同副委員長に菅原和幸議員、文教産建常任委員長に齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員、以上のとおりそれぞれ互選されたので、報告いたします。

次に、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり議会広報常任委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程第6、指第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 以上のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため休憩し、議会広報常任委員会及び議会運営委員会をこの後すぐに招集いたします。

各委員会が終了するまで休憩いたします。

（午後1時33分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（土門治明君） 議会広報常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会広報常任委員長に阿部満吉議員、同副委員長に佐藤俊太郎議員、議会運営委員会委員長に高橋冠治議員、同副委員長に赤塚英一議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

次の日程に入る前に本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議第9号 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等についての発議案件1件を日程第8の次に追加し、日程第10といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第10、発議第9号 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等についてを追加することに決しました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

(午後2時16分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時17分)

議長(土門治明君) 日程第7から日程第8まで、議第63号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)、議第64号 遊佐小学校校舎増築工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長(高橋善之君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第63号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症により地域経済の衰退が危惧されることから、中小事業者に対しての緊急経済支援事業や64歳以下を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種事業など、緊急性に鑑み諸般の情勢に即応するため補正するものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を92億5,900万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、国庫支出金で1,400万円、寄附金で100万円、繰越金で6,800万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で8,300万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、衛生費で1,800万円、商工費で4,500万円、土木費で2,000万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で8,300万円を増額計上するものであります。

議第64号 遊佐小学校校舎増築工事請負契約の締結について。本案につきましては、令和5年度に5校の小学校が現在の遊佐小学校に統合する予定であるため、既存の施設では教室数が不足することから、敷地内に増築校舎1棟を建設するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件1件、事件案件1件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の

課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第7、議第63号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、私のほうから1つお聞きしたいと思っております。現状の状況を踏まえて、ちょっと確認という形で補正の予算の確認をしたいと思っております。

概要を見ますと、地域整備事業の推進として、内訳といたしまして持ち家住宅支援金・リフォーム支援金等交付事業で2,000万円の増額であります。5月の交付決定額が1,838万円となっております。年間の実績見込みが5,000万になる見込みであるということからの予算の不足による補正と思われませんが、コロナ禍の中で現在補正増額ということでもあります。リフォームを受ける方が当初よりも伸びておる状況と捉えますが、コロナ禍になる前の利用状況です。コロナ禍になって2年たちますけれども、その前のコロナ禍になる前の利用状況と比較しまして、また昨年度のコロナ禍になった1年前のその比較と現在のその説明をどのくらいの伸びがあるのかお聞きしたいと思っております。

また、あわせて今舞鶴地区も造成がこれから始まっていきますので、現在行っている新築支援金の受付状況も併せてご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

今年度の受付状況でございます。概要書のほうには5月末現在なっておりますけれども、6月末現在、昨日になりましたけれども、末現在で締めた数字ご報告させていただきたいと思っております。初めに、リフォーム支援金のほうでございますけれども、受付件数のほうから申し上げます。まず、コロナ禍前の一昨年につきましては98件、そして昨年度は77件、そして今年度は6月末現在で94件の受付をいただいております。これに伴います町からの支援金の額でございますけれども、一昨年は2,714万円、昨年度は2,077万円、そして今年度は2,221万円となっております。また、これに伴います工事料、工事請負金額のトータルになりますけれども、一昨年は6月末現在で98件分で2億6,800万円の工事動いております。昨年度は1億7,400万円、今年度は1億8,900万円ということで、工事のほう仕事のほうが回っているという状況でございます。コロナ禍前の一昨年、そしてまた昨年度の受付件数と比較しましても、ほぼ同規模となっておりますので、支援金につきましてはコロナ禍の影響は少ないのかなというふうに見てございます。

なお、今年度6月末現在の予算の残額が779万円となっております。ここ2か年の支援金の総額見ましても4,500万円前後の、5,000万円近くの支出になってございますので、予算の不足が考えられるというこ

とで、今回補正をお願いしたところでございます。

また、あわせまして新築の分ということでお尋ねございました。新築の支援金のほうでございますけれども、受付件数のほうからご報告申し上げます。コロナ禍前の一昨年につきまして、6月末現在で11件、昨年度は13件、今年度は14件ということで増加している状況でございます。これに伴います支援金の額でございますけれども、一昨年は1,220万円、昨年度は1,760万円、今年度は1,919万円となっております。あわせまして、これに伴います工事料でございますけれども、一昨年は約3億500万円、昨年度は3億9,100万円、今年度は3億5,500万円というかなり大きな事業量が回っている状況でございます。新築支援につきましても、コロナ禍前のおとし、そして昨年度との受付件数、工事料見ましても過去年を上回る状況になってございますので、こちらのほうもコロナ禍の影響少ないのかなというふうに見てございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今ご説明をいただきました住宅のリフォーム及び新築に関しましては、ほぼ例年どおりの受付ということであります。中でも、新築に関しては過去年を上回っているという当町での状況であるとの説明でありましたので、省略をいたしました。

まだ新型コロナの収束が目に見えない状況でありまして、やはり各業界大変厳しい状況にあると思われまますので、住宅リフォーム支援金に関しましては、予算がなくて工事を次年度に持ち越すという、そういった状況にならないようにやはりしっかりと不足のないように対応をしていただきたいと思いますので、その辺のところ課長にもお願いいたしまして、私の質問終わりたいと思います。

終わります。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 私の方からは、予算書5ページ、衛生費の予防費、目2予防費の1,800万円についてちょっとお尋ねをいたします。

これについては、いわゆる8月以降の先日示された予定に係る費用ということ、ざっくりですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えをいたします。

今回の補正につきましては、議員おっしゃるとおり方向が決まった関係でそのための費用ということで上げさせていただいたものであります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） それで、前回の補正において約5,000万ほどコロナ接種に係る費用ということで上がっておりまして、これ見ますと国、県のほうからの補助交付金等ということで財源のほうなっているのですが、今回1,800万、これ一般財源のほうから出ている格好になってはいますが、そこら辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

歳入につきましては、本来であれば新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、それと新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、2つの種類でこれまで入ってくるということで予算上げさせていただいているところだったのですけれども、今回につきましては、国のほうからまだ追加要望ということでの通知が来ていない状況であります。そのために、8月からのワクチンの接種につきましては、当然費用がかかるわけでありますので、まず国からの通知はないために今回一般財源を収入として上げさせていただいたところですので。今後8月には所要額調査ということで来るとは聞いておりますので、今後この補助金、負担金等の金額が確定しましたら歳入のほうに上げさせていただく予定としております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） これ国が全額持つということでの事業だと認識をしておりますので、いずれこちらがかかった費用についても、国のほうから来るということで認識はしているのですが、要は入ってくる分がちよっと間に合わなかったということで、でもそれでもやっぱり事業やらなければいけないということでの1,800万というふうに認識をいたします。

以上で私からは質問終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 先日山形県の総務常任委員会との会議の機会を持ちました。私は、山形県の町村会の何か産業経済委員会の副委員長に当たっているから、おまえ出なさいよということだったのですけれども、どうも国が補正予算を組んでくださいよという、県議会でも要望してもらえませんかという願いをしました。いわゆるワクチン等の接種に関する実は予備費はいっぱい持っているけれども、まだ国は予算化していないという状態でありますので、これだと地方の自治体はやっぱり接種をしなければならないという形。だけれども、国からはまだ予算も示されていないという中で事業を進めるときには、やっぱりこういう形で持ち出しが発生すると。そういう形ですから、しっかり県議会でも要望してくださいと申し上げましたが、なかなかそれに反応してくれませんでした。やっぱりこういう事態は起こり得るものだと思います。全額が後でやりますよとは言いながら、だけれども、自治体によってはその持ち出しをしなければならない。事業が追いつかないという形はできればないように、選挙が10月とか、9月とかと今言われている中では、早く補正予算を組んで、国会休んでいる時間はないわけで、町民の、国民のためにしっかりと予算化してほしいと私は思っています。

議長（土門治明君） これで1番、本間知広議員の質疑を終了いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） それでは、5ページの衛生費、同じく2予防費の節12委託料、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料等、これについてのご説明をお願いいたします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

委託料につきましては、1,437万7,000円上げさせていただいたところですが、内訳としましては、予防接種委託料ということで医師とか看護師に支払うもので534万2,000円、それから予約相談業務委託料ということで、コールセンターのほうに支払う予定をしていますのが510万円、それから駐車場の整理、シルバ

一人材センターのほうには47万9,000円、それから医者を送迎業務のほうの委託料ということで、タクシー会社のほうに支払う予定が60万円、それから吹浦の防災センターのほうですが、使用しましたし、それから今後の使用します地域活性化拠点施設清掃ということで、清掃委託料が25万円ほど、そのほか予約システムの運営管理委託料ということで132万円といった内容であります。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐医会との締結だと思慮されますけれども、他の場所では歯科医または救急救命士等の対応も検討されているという報道がございます。当町ではその歯科医、救急救命士等の要請等は今のところ必要ないという考えでよろしいですか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 遊佐医会との打合せの中では、まず自分たちでやるということで、医師会から歯科医師の要請はありませんでしたので、今のところ遊佐医会でやるということで考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。3問ですので、まとめてください。

3番（佐藤俊太郎君） 十分対応ができるということで理解してよろしいですか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今現在も高齢者に対しても十分対応できていますし、8月からの日曜日を含めた接種につきましても、遊佐医会で十分対応できるということで考えております。

以上です。

議長（土門治明君） これで3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 質問準備しましたら1番議員から話されまして、今こんがらがっています。ちょっと確認をしますが、先ほどこの衛生費のところの一般財源1,800万、これちょっと私疑問だったのですが、先ほどの質問に対する答弁のところは理解しました。

そうしますと、4ページにあります14国庫支出金の中の1,400万、地方創生臨時交付金という財源がありますが、この財源というのは実質、所管がどこの課か分かりませんが、どういうふうに使われる歳入なのか質問させていただきます。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 説明を申し上げます。

予算書の5ページを御覧いただきたいと思いますが、衛生費のところは真ん中の欄、一般財源で1,800万円と記載があります。その下の7款商工費、1項商工費の2目商工振興費のところの財源を御覧いただくと、1,400万円国庫支出金の欄に記入がございます。今回の支援金、地方創生臨時交付金の歳入につきましては、ここの部分に充当されるということになります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。

それで、予防接種に対する体制確保事業とか、接種事業分あるようですが、基本的に5月の下旬から6

月22まででした。これが第1回目で、今2回目が6月25からやって、私もおとといだったか、2回分受けまして、一通り終わりました。そんな中で、この間の6月23日の全員協議会提案の64歳以下については旧八福神でやるということで今回補正上がっていると思います。基本的に健康支援係ですか、健康福祉課の皆さん、私も2回ほど行ったのですが、もうきち、きち、きち流れがちゃんとできていて非常に頼もしく感じられたところでした。8月4日から9月30までの予定で、あと3か月ほどになれば全体が終わるようですが、簡単なことを挙げれば、町の職員1つのチームで、ワンチームという形で終わっていただければなど、そう感じております。

もう一点、産業課長のほうにちょっと質問させていただきますが、商工費の商工費、商工振興費のほうで、緊急経済支援助成金、これが4,500万ほどなっているようです。先日これも全員協議会で話あったところですが、その表で見ますと、別表のほうの1と2に分かれていまして、1と2があるようでした。実は、私もある酒を売っている方から、飲食業がやはり休み、休みとなっているものですから、お酒が売れないと。何とかならないのだからというようなことも言われたことありました。見ますと、別表第1には代行業のほか酒類販売産業とかも含めてあるようですので、これ見たときに資料の中で各項目ごとに概算額、500万、1,500万、2,500万あるようです。当然一つの科目で4,500万円ですので、いろいろ調整はできると思うのですが、産業課長にお聞きしたいのですが、例えば業種間で若干の増減があったときに、調整はこの23日頂いた資料では一つのくりあるようですが、その辺は調整は柔軟になるものでしょうか。

議長（土門治明君） 渡会産業課長。

産業課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

ただいまは、緊急経済支援事業助成金の別表1に、こちらは全員協議会のほうでお示しをさせていただいた資料からのご質問でありましたけれども、一応こちらの整理の中で別表1、2という形で分類分け等をさせていただいておりますけれども、総額の4,500万円の枠の中で調整をしていきたいと思っておりますので、これに縛られるものではないというふうに思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これで7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 新型コロナウイルスワクチンについて私もお尋ねします。

期間は8月4日から9月30日までのものになるわけですが、私がお尋ねしたいのは、物が確実に確保されているのかどうか。ワクチンです。そういったことについてお尋ねします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） ワクチンが今後どのように入ってくるかというご質問ということでしょうか。今現在決まっているところであれば、今日がまず2箱入ってきました。それから、7月16日に2箱入ってくるのがまず決まっております。今まで入ってきた数の中で、65歳分を引いた残りを含めますと、今現在この4箱入ってくるのも含めて大体5,300人分がまず確保できているということになります。ということで、この分につきましては64歳以下の分ということで考えていますので、8月からの分ということで考えられると思います。ですので、大体1人1回分はまず入ってきているということになります。今申請している段階では、7月末入ってくる分について、まず5箱申請はしております。ただ、

現在その中でどのくらい入ってくるかというのは、まだ国からは示されていないところです。ですので、7月末の分、決まった段階で今後の申請がどのように、何箱ずつ申請していくかということで今後進めていく予定になっておりますので、今のところまず1回分につきましては確実に確保できているということで報告させていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） そういったマスコミなんかのあれでは、ちょっと不確実になってきたというような報道なんかもあるものですからお尋ねしているわけですが、今のお話だと1回目の分は物として、現物としてあるというふうに伺ってよくて、それで2回目以降の分は、まだ現物としてはないわけですよ。だから、2回目の分は見込み。確実性というか、その辺はどのようにして考えているのでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 2回目の分、いわゆる7月末からの分ということになりますけれども、5箱申請しております、今現在の様子だと少し、多分減って入ってくるのかなという感じで考えているところです。ただ、それが2箱になるのか、3箱になるのかということは、ちょっとまだはっきりしていない状況です。

ただ、その以降は止まるということは今のところ話にはなっていません。きちんと2週間に1回ずつ定期的に入ってくるということになっておりますので、その後に例えば7月末に2箱入ってくれば、次の段階で2箱入ってくるとかと続いていけば、きちんと接種できると考えております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ワクチンですから、もちろんその保存期間とか、そういうほかの問題があると思いますので、その辺十分慎重によろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（土門治明君） これで4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第63号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議を行います。

日程第8、議第64号 遊佐小学校校舎増築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） それでは、お伺いいたします。

この64号の金額には消費税が入っておりますので、2億円以上の金額になっておりますけれども、それはそれなのですが、ホームページに工事等入札及び契約状況という資料が公開されておりますので、そちらを確認をしました。そちらは、消費税が入っていない金額で載っておりますので、ちょっと便宜その消費税なしで話をするかもしれませんが、それを見ますと、予定価格というのが1億8,409万7,000円というふうになっております。2回目で落札されておりますけれども、落札価格が1億8,400万円ということで、その差が9万7,000円。計算すると99.95%という落札率になるかと思えます。消費税入っておりませんが、どちらも。なぜこのようなほぼ100と言ってもいいような金額で落札することができたのかということ、なぜか理由をお聞かせください。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

今般の入札に関しては一般競争入札を実施し、3社の申請の下で厳正なる入札会を行った、その結果でございます。

議長（土門治明君） 5 番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 課長としては、そうとしかお答えできないし、そうとしかということになるとは思うのですけれども、ただ一般論からすれば……一般論です。99.95というのは、相当なほぼぴったりしかんかんの数字ですので、普通に考えれば、あれと思うのはやっぱりあるところでありまして、お聞きをした次第であります。

次に、角度を変えてお話いたします。23日の全員協議会でこの増築工事に係る説明がありまして、その中で平面図をお示しいただきました。これが通った暁には、こういうような建物を造りますということでもろもろ資料の中に平面図も、各階平面図というのもありました。それを見ると、上に2階建てですけれども、1階に教室が3つ、2階にも教室が3つということで、それ以外は当然階段と1階、2階のトイレということ。そして、若干の階段下辺りに物置のようなものがあるわけですが、基本的には極めて最低限の増築計画になっているかというふうに思います。何を言いたいかといいますと、果たしてこれで足りるのかということなのです、その建物の規模的に。どういうことかということ、確かに小学校が統合することによって、計算上今の小学校と増築の6教室足せば足りるということは机の上で成り立っていることは分かります。それは、そこでなのですけれども、ただこれほかの機会でも申し上げていると思うのですけれども、今現在の遊佐小学校というのは、確かに空き教室あるのですけれども、空き教室もそれなりに活用して学校生活が成り立っているわけなのです。空き教室が完全にがらんどろになっていて、もう本当に使い道がないということではなくて、空き教室も生かしながら今の遊佐小学校の教育が営まれているという状況なわけです。ですので、空き教室といえども必要な空間ではあるわけなのです。ところが、計算の上の当てはめでいくと、この新しく建てた6教室を足したとしてもぴったりで、その空き部分のスペースはまず当座ないということだと思っております。では、今まで空き教室を活用してそこに置いていたものだとか、そういうものはどこにしまわれるのだろうかという危惧の声が私に届いております。そ

うということがありますし、量は分かりませんが、合併、統合することによってそれぞれの小学校から多少なりとも物が移動してくるのではないかという気もするのです。ですので、それによってまた物がある程度増えるだろうということもある。

あともう一つ、教育者の環境として、職員室も相当手狭になると思います。今私見てあれスペース無駄に使っていると思わないのです。打合せスペースもちゃんとあって、先生方が支障なく動けるちょうどいい感じの職員室だと思うのですけれども、ところがもうかなりぎっちぎちの多分先生方の机が並ぶというところにおいて、果たしてこの増築計画だけでそういうことも含めた教育環境、教育をする者の、先生方の環境が保たれるのかという疑問がやはり拭えないのです。少なくとも、この今回の案件だけを見る限りだと分かりませんので、例えば今回直接この案件について話すのですけれども、足りない部分は、私が足りないと思うような部分、教育課長のほう、教育委員会で足りないと思うかどうかまた別ですけれども、もし足りないと思うのであれば、これで不足があるとすれば、今後こういうふうには検討するだとか、そういう計画があるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

現在遊佐小学校の施設内での備品、もしくは書類等々、少なからず統合後ほかの小学校からも移動してくるものもあるわけでございます。まずは、全体のその施設の使用状況につきまして、しっかりと空き教室の今置いている物品等も含めて把握をする必要がございますし、もう今から学校現場とのやり取りの中で、そしてまた教務主任会、教頭会、校長会等々で整理しなければならないものということで、その整理のフローも今現状を把握しながら整理を分類をしていく計画でございます。それをなくしては、今後の想定のものも図られないなというところでございます。

また、遊佐小学校の現場のほうとも、私どものほうで実情のほうはやり取りはさせていただいております。まずは、その現状をしっかりと把握した上で、中にはやっぱり廃棄すべきものもございます。また、備品の配置によっては、動線の確保もまた別にできるところもございました。いろんな観点から整理、分離をさせていただいて、そのスペースについては確保できるものというふうには今の段階では捉えております。いずれにしましても、学校の現場のほうと、また各会議の中でも気になるところということで、その検討課題については常に吸い上げるような形を取っておりますので、しっかりとそれについては対応できるようにはしていきたいなというふうには思っております。現段階では既存の施設、増築校舎の施設の中で対応できるものというふうには考えており、新たにといったような検討は今のところは持ってはございません。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 普通に考えて、この増築計画を立てるときには、既に現場の声を踏まえた上で計画を立てて議題を出してくるのだと思うのです。ですので、4月から教育課長になったところにこういう話をするのは非常に心苦しいわけですが、ただ立場上お聞きするわけですけれども、既にその現場の吸い上げというのはほぼ終わっていなければ、それは時間的に食い違いというか、やっぱりそれをどうなのかなと思います。それは、もうただやっぱり少しでも現場の声を吸い上げていただくしかないわけですけれども、ただやる時期というか、タイミングというか、順番がちょっとどうなのかなというのはやっ

ぱり申し上げたいと思います。

そして、最後に教育長にお伺いしたいのですけれども、教育長、その小学校統合云々の話をした最初の頃は、特におっしゃっていたのが、切磋琢磨する必要があるという話をされていました。ところが、ちょっとその切磋琢磨の、深入りはしませんけれども、遊佐小学校はまだしもでもないですが、遊佐小学校もそうなのですから、特に合併して集まってくる子供たち及び保護者からすれば、かえって教育環境が悪くなったのではないかと思われてしまったら、これは元も子もない、本末転倒だと思うのです。切磋琢磨というのが物理的に子供たちいっぱい突っ込んで芋洗い状態でやるのが切磋琢磨なのかという話になってしまいますので、なってしまうと、それはやっぱり教育長たちも不本意だと思うのです。ですので、一定の空間、例えば計算上の一部屋何平米という空間はあるわけですから、それはそれで踏まえた上で今現在の子供たち、伸び伸びとそれぞれの小学校やっているわけですから、やはりそういうことが保たれるということが保障されるというのは子供たち、保護者にとって非常に大事だと思いますので、芋洗い状態ではない切磋琢磨というのをさせていただきたいというのを強く申し上げますけれども、最後教育長のご所見を聞いて終わります。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 山形県、幸いに「さんさん」プラン国に先駆けてやっておりますので、35人学級より少ないわけです。人数的には十分入るスペースはあると考えていますし、例えば図書室、これも本なんか全部各校が持ってくる予定があるわけですから、この辺も全部調査済みでありまして、遊佐小学校の図書室が大変スペースが広いものですから、十分余裕があると。そういうことで、もちろん全部持ってくるわけにはいきませんが、その辺も含めて遊佐小学校が建ったときのスペースとしては、かなり余裕のある教室だったのかなと思っております。あと、ランチルームという広い部屋もありますので、あの辺も有効に活用しながら、そういったところは十分配慮しながら進めていきたいと思っております。もちろん大人数になりますので、メリットもありますし、これまでにないまた課題等も出てくるのだと思いますけれども、そこは十分考慮しながら進めていきたいと思っております。

私は、大人数の中でより多くの仲間と出会い、触れ合いながら、そして切磋琢磨できるそういう環境をつくっていくということを前向きに捉えてスタートしたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 先ほど5番議員への質疑の中で、一般競争入札というような答弁がございました。にしては、入札率が99.95%でしたか、大分100%に近い数字ということでした。この入札に関する条件、入札の条件というのはどのようなものが入っていますでしょうか、お伺いします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

一般競争入札の申請に当たっては、入札参加者の資格ということで4点ほど掲げております。本告示の前日までに遊佐町契約に関する規則第15条第1項に規定する入札参加者登録簿に登録されていること。2つ目としましては、建設工事請負業者指名停止条項に基づく指名停止を受けていないこと。3つ目は、町

内に本社を有すること。4つ目としましては、令和3年度格付で建築1種工事でBであることということで条件つけて申請を受付をしておるところでございます。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） いわゆる新庁舎の建設のときにもございました。遊佐町内に本社を有する業者が入札の条件であるというふうなことでありましたけれども、実際工事に当たっては、町内の職人さんをもその建設に携わせていただいて、町民みんなでつくり上げるというような触れ込みで建設がなされたわけですけれども、実際蓋を開ければ17%でしたかというような指摘も前にございましたので、その辺はどうかというのはすごく今回も疑問に感じるところでございます。

新庁舎の場合も、工期が1か月ほど遅れたわけですけれども、この今回の工期も2月28日ということで、本当に年度末の子供たちの入れ替わりの時期でも、卒業式にも近いです。入れ替わりの時期でもありますので、この辺遅れるというのはなかなか教育現場にとっては大変なことかと思っておりますので、その辺の工期が遅れることに関してのペナルティ的な要項というのは契約書に記されているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

まず初めに、前段の町内業者、地元業者というところの視点で申し上げますけれども、元請は高橋工業所でございますけれども、その裁量とはなりますけれども、基本的には特殊工法などは採用していませんので、工種によっては地元業者が施工することが可能です。内装とか屋根、外構工事などは地元業者で施工可能な工種がございますので、ここは資格、技術面など考慮しながら、元請業者のほうと工程協議の段階で積極的に地元の業者を受注できるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

2つ目の工期に係るところでございますけれども、先ほど申し上げました特殊な工法、材料等は採用していないということも1つありますし、工程的には現段階ではある程度余裕を持った工期を設定しておるところでございます。全体の工程としましては、7月中に地盤改良できればと。9月までに基礎工事、10月から鉄骨の組立てに入り、11月に外壁、12月には内装に入って、2月末までの工期と。約7か月でございます。工期につきましては、当然のことでございますけれども、進捗管理を厳格に行っていききたいというふうに考えておりますし、これは公共工事の契約約款に基づいてしっかりと管理をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 先日遊佐小学校の校長ともお話ししてまいりました。ここにおられるメンバーには、恐らく連合運動会と言ったほうが結構分かりやすいのかと思いますけれども、今は記録会、いわゆる町内5校集まっての陸上記録会というふうな名前になっているかと思うのですが、例年であれば遊佐小学校で行われてきましたけれども、今回は遊佐中学校さんを会場としてお借りしてというふうなお話をお聞きしました。つまり工事によってやはり学校施設が自由に使えないというふうな反面もございまして、ということは、やはり工期が遅れることによって、学校の教育現場は大いに混乱を来すというふうなこと

が予想されますので、その辺の工程管理に関しましては特に注意いただきたいですし、子供たちが隣で授業している中での工事になりますので、今までほかの工事以上の細心の注意も必要だと思います。

この請負契約に関して私たちが判断するに当たって、いわゆるこれまでの工事の評価というものには監査委員しか簡単に見ることはできません。そういう意味ではこの業者が、それが適切かどうかというのは業者の今の請負に期待するところが多いわけですが、その辺いわゆる工事を発注する総務課あたりのやはりそれなりの配慮が必要かと思っておりますので、出来上がりに関しても我々がチェックできるような体制を常に心がけていただきたいものだと思います。何せやはり学校授業中の工事に入りますので、ぜひ工程管理には注意をして事故のないようお願いしたいものだというふうに思います。

以上です。

議長（土門治明君）　これで9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君）　私のほうからは、この増築工事に関して特別支援教育学級、こういうことについてどのような対応、配慮が図られているか、それを伺いたいと思います。

議長（土門治明君）　菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君）　お答えいたします。

まず、現在の遊佐小学校の既存施設では普通学級、空き教室も入れて12教室ございます。先ほど教育長からもありましたとおり、山形県の独自の少人数学級編成でありますいわゆる「さんさん」プランに基づいておりまして、令和5年度当時では普通学級が17教室必要となります。現在増築分につきましては、6教室ありますけれども、そのうち1教室分は特別支援学級として使用可能分を含めておるところでございます。現在特別支援学級は2教室ございますけれども、今後の2年後、3年後を見据えながら、しっかりとその教育環境の確保に資するものでございます。

以上であります。

議長（土門治明君）　これで4番、佐藤光保議員の質疑を終わります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君）　今仮校舎ではなくてセカンドあれということではありますが、平面図頂いておりますが、全体図というのはまだまだ示されておられません。まず、どんな建物も建てるときにコンセプトというものがあって、どういう建物にしましょうというふうな考え方を持って設計に入るということでもあります。まずは、今までの小学校は、それなりに地域に合ったそのコンセプトを持って、どのようなスタイルにするかというような設計をなされて、それに合ったような学校を建築してきました。ここにおいて今は増築ということでもあります。簡単に言うと、プレハブの少し丈夫なやつというような考え方からすれば、今の遊佐小学校はしっかり瓦ぶきで、それなりに趣のあった校舎であります。その中にそのような建物を建てたときの全体のその景観といいますか、それはやはりこんなこと言っておかしいのですが、部活用のプレハブが校舎の脇に建っているような、そんな感じになりはしないかということでもあります。

それが一時的に建てて後から撤去するような、そんな考え方で建てるわけではございませんので、非常に不自然な形の中での校舎建設になるのではないかと。その屋根は、当然瓦ぶきではないというようなことを聞いておりますし、その外壁等は今までの既存のその校舎に合わせてそういうカラーを使うのかも我々

は知るところでございません。まず、全体の形を見ながら造るべきだと、私はそう思っておりました。これを見ると、本当に簡易的な教室が6つ入って、その他もろもろ倉庫があればいいのだというような建物です。それが果たして子供たちが向こうの校舎は非常に教育環境がよくて、こっちは何かプレハブの中にあるようなというような感じはしないのかということをお聞きされるわけでありまして。なので、設計段階からやはり既存の校舎と合わせたようなやはり考え方で私は設計をお願いするべきだというふうに思っておりました。このことについてどのようにお考えなのか、教育長伺います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） これまでは、いろんな場面でこの増築の校舎につきましてはご質問をいただきましてお答えしておりますが、実際に山形市立のみはらしの丘小学校に準備委員会の皆さんがPTA代表、地域代表の方と見ていただいて、完成した段階の、3月の末にできましたので、4月から使用するという教室を実際に中に入りまして、たまたまそのときの校長が遊佐町で教頭をした先生でもありましたので、いろんな多方面からご質問もさせていただきまして、十分教室の内容の面でも子供たちの学習には資することができる、そういう内容であるということは確認いただいておりますので、もちろん限られた予算の中ですので、これまでの新築のときのような校舎とはいきませんが、十分子供たちの学習には活用していただける教室だというふうに自負しております。この辺はご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 教育環境は問題ないというお話ではありますが、私はやはり全体のバランスを考えたときにいかなものかという話をしておりますので、それはそれです。これからずっと残っていく部分であります。なので、設計段階でそのようなことを考えなかったのかというようなお話を聞いたわけでもあります。教育長は、教育環境は問題ないとおっしゃっておりますが、私はやはり建物でずっと残るものでありますので、その辺の調和を考えてほしいなということでもあります。まずは、なるべく調和の取れたような建物にこれからはしないかもしれませんが、努力はしてほしいなというふうに思っております。

それからもう一つ、その99.95%であります。教育課長の説明そのごとくであります。ただ、その蓋を開けてみればというような話が現実庁舎でありました。私は、入札業者に何%地元関係にやれというような命令はできないと思います。ただ、これぐらいはというような、特に今回の入札も町内業者というように限定しております。限定しているということが当然町に仕事を落としたい、それがしっかりした気持ちがあつてそのような入札にしたわけでもあります。庁舎のように、もう鶴岡、田川の業者がたくさん入ってきて、なかなか町内業者が入れないというような状況には今度はあまりしてほしくないなというふうに思っておりますので、これ今お願いするようなものではございませんが、町内業者を指定して入札にするのであれば、ある程度のガイドラインをして、町内業者にこれぐらいの最低限仕事をしてほしいなというような気持ちを含めて入札をしていただきたいと思います。法律に抵触しない程度には最低お願いしたいというようなふうに思っておりますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをいたします。

私も、2年前図書館に勤務して以来2年間民間に携わっていたわけではありますが、その間開校の準備委

員会に所属しておりまして、先ほど教育長がみはらしの丘小学校、先進地視察に行ったというお話がありました。私もその一員でありました。あのとき我々気をつけたいというのは、決してプレハブ、あるいはプレハブ的なものを建設するというふうなことは、言葉にも出して言うものではないよねというようなことで、では何に代えようかという話の中で、プラスルームという言い方をしておりました。そんな協議をしながら、参考例に値するものがそのみはらしの丘小学校だというようなことで視察に赴いたわけでありまして。コンセプトというふうなお尋ねもありましたけれども、見た限りああ、なるほどなというふうに思ったのです。うちのほうは、鳥海山を借景とするこの自然になじんだ学校増築というようなものを基本の一つにも据えておりましたけれども、これだったら景観的にも十分であろうなというふうなことを実感してきたというものでありました。

その準備委員会の協議の中で、コンセプトに通ずる話と、議論の一つとして、その構造を何にするかという検討をする中で、いろいろ構造、木造もあり、鉄骨もあり、軽量鉄骨もあり、鉄筋コンクリートがありというふうな、その比較検討をしましょうと。では、何を条件に、要素に検討しようかという中で、やっぱり安全、安心、あるいは空調の機能がどうであるか、学習環境のよしあし、あるいは将来の可変性、そして経済性等々の比較検討した上で最終的に総合判断という形でこの形態のものを選択したという経過がございます。準備委員会では、もうほぼ満場一致で決定したという経過もございましたので、その経過を報告をさせていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 満場一致という言葉であります。ただ、そのみはらしの丘小学校は、もともとの小学校が四角っばいのであれば、それはそれで調和が合うわけでありまして、そこはそこです。でも、皆さんが行って、準備委員会が行って皆さんよしとなれば、それに対して私は何だかんだ言う必要はございませんが、希望としてそういうものを建てる時にはやはり調和性も必要かなというふうに思っております。それはそれでありまして。まずは、これから外壁の色がどういう色になっているのかは定かでございます。なるべく既存の校舎との調和ができるような校舎にしてほしいと。

それから、入札に関しては、極力町の業者さんの手を借りる、そういう校舎づくりをしていただきたいことを望んで私の質問は終わります。

議長（土門治明君） これで10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第64号 遊佐小学校校舎増築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件に入ります。

日程第9、議第65号 監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、松永裕美議員の退場を求めます。

（松永裕美議員 退席）

議 長（土門治明君） 事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第65号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、空席となった遊佐町監査委員に新たに松永裕美氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、先ほどの全員協議会で協議されたことでもありますので、原案のとおり6番、松永裕美議員に同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

6番、松永裕美議員の除斥を解きます。

（松永裕美議員 入場）

議 長（土門治明君） 次に、日程第10、発議第9号 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の調査等についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

本件については質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第548回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3 時 3 3 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 3 年 7 月 1 日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 本 間 知 広

遊佐町議会議員 那 須 正 幸